

A thick dark blue vertical bar is positioned on the left side of the page. To its right, several thin, light blue lines curve upwards and outwards, creating an abstract, grass-like or reed-like pattern.

留学生の手引き

関西国際大学
グローバル教育センター

目次

1. はじめに	1
必ず守ってほしいこと	
2. 来日後の手続き	2
■ 入国審査	
■ 居住地の届出	
■ 国民健康保険の加入	
■ 国民年金の加入	
■ 銀行口座の開設	
■ 携帯電話の購入	
3. 大学生生活	5
■ グローバル教育センター(国際交流課)への提出物	
■ 在籍確認	
■ 必要な届出について	
■ 大学からの案内・連絡	
■ 通学	
■ 学修	
■ 履修登録・卒業要件	
■ 授業科目への出・欠席	
■ 総括試験の注意	
■ 退学・除籍・休学(長期間休む、大学をやめる)	
■ 学修支援センター	
■ 日本語能力試験	
■ ハラスメント	
■ 学費の納入	
■ 奨学金	

4.	入国管理局関係手続き	12
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在留期間更新 ■ みなし再入国許可申請(一時帰国) ■ 在籍資格変更 ■ 資格外活動許可申請、アルバイト ■ 入国管理局地図 	
5.	日常生活	16
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 引っ越しする場合 ■ ごみの捨て方 ■ 自転車 ■ テレビ・ラジオ 	
6.	病気・緊急・災害時等の対応	18
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大学が加入している保険 ■ 病気 ■ 緊急連絡先 ■ 盗難・紛失 ■ 地震・台風 	
7.	相談窓口	24
8.	留学期間終了後の帰国に際して	25
9.	参考資料	26
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢早見表 	

1.はじめに

この「留学生の手引き」には、みなさんが関西国際大学で留学生活を送るために必要なことが書かれています。みなさんが日本で安全で楽しい生活を送れることを期待しています。

この手引きのほかに、「履修要項」、「Student Guide」などをよく読んで本学の授業、奨学金などに関するをよく理解してください。

＜必ず守らなければならないこと＞

1. 毎月15日までに在籍確認をすること
2. 学費は期日までに払うこと
3. 引っ越しして住所が変わったときや、携帯番号やメールアドレスが変わったときには、グローバル教育センター(国際交流課)に報告すること
4. 一時帰国するときは、届出をすること
5. 更新後の在留カード、国民健康保険証コピーを再提出すること
6. その他、大学からの電話やメールには返信すること

2. 来日後の手続き

■ 居住地の届出

住居が決まったら14日以内に、在留カードを持参して、居住地の市(区)役所に届け出なければなりません。

* 居住地を変更したときも、14日以内に同様に届出をする必要があります。

■ 国民健康保険加入

日本国民健康保険は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が保険料を

出し合って助け合う制度です。病気やけが等で、病院で治療を受ける場合、診療受付で保険証を提示すると、

治療費の自己負担が30%となります。留学生は全員「国民健康保険」に加入しなければなりません。居住地が

決まったら、居住地の市(区)役所で加入の申し込みをします。

また、入国管理局で在留期間更新、在留資格変更などの手続きの際に、

窓口で保険証の提示が義務づけられています。

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇年〇〇月〇〇日交付
生年月日	〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇
性別	〇〇	〇〇
資格取得年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
事業所名称	〇〇 会社	
保険者番号	0000000000	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地	

必要な書類

- ① 在留カード
- ② パスポート
- ③ 学生証
- ④ 印鑑

保険料は留学生の場合、(地域によって若干異なりますが)1年間で約20,000円です。保険料の金額と納付の

時期は、毎年納付通知書によって通知されます。国民健康保険料は、毎年改定されます。前の年に日本での所得が

低い人は、申込みをすれば保険料が減額されます。国民健康保険の保険料の計算のしかたは市区町村によって違う

ので、詳細は役所の窓口で確認してください。また、「国民健康保険料所得申告書」が届いたら、必要事項を記入し

て、市(区)役所に提出してください。

保険料は、市(区)役所の窓口や銀行で支払うことができます。また、自分の銀行口座から自動的に保険料を

引き落として支払うこともできます(申込みが必要です)。

国民健康保険証は毎年更新されることになっています。新しい国民健康保険証は、更新の時期(11月頃)に自宅

に郵送されます。

こくみんねんきん かにゆう
国民年金の加入

にほん こくみんねんきん せいど くにせき かんけい にほん じゅうしょ さいいじょう さいみまん ひと こくみんねんきん
 日本の国民年金の制度では、国籍に関係なく日本に住所のある20歳以上60歳未満の人すべてが国民年金に
 かにゆう 加入しなければならぬと定められています。(留学生も加入しなければなりません。) しかし、一定の所得基準以下
 の学生は、保険料の支払いを猶予される「学生納付特例」制度があります。 希望者は忘れずに申請しましょう。

※猶予の対象期間は4月から翌年3月までです。(翌年以降は更新が必要です。)

※学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来

受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。免除等を受けた後に免除期間の保険料を

10年以内に追加納付することにより、将来の年金受給額を全額納付した場合と同額にすることができます。



- 必要な書類
- ① 申請書(窓口でもらえます)
 - ② 学生証

ぎんこうこうざ かいせつ
銀行口座の開設

ゆうびんきょく ぎんこう ふつうよきんこうざ かいせつ よきん そうきん こうきょうりようきん じどうふりこみどう
 郵便局や銀行で普通預金口座を開設すると、預金、送金、公共料金の自動振込等ができます。

- 必要な書類
- ① パスポート
 - ② 在留カード
 - ③ 入金用の現金
 - ④ 印鑑
 - ⑤ その他銀行が求める書類
- ※携帯電話を購入する前に、銀行口座を開設する場合は、口座の「新規開設」用紙にま
 だいがく でんわばんごう きにゆう けいたいでんわ こうにゆう ぎんこう い でんわばんごう へんこう
 ず、大学の電話番号を記入し、携帯電話を購入してから銀行に行き、電話番号を変更
 してください。

にほん ぎんこう えいぎょうじかん いっぱんでき へいじつ ぎんこう こうざ かいせつ とき つく
 日本の銀行の営業時間は一般的に平日の9:00~15:00です。銀行で口座を開設する時、キャッシュカードを作
 ると銀行、コンビニなどでATM(現金自動入出金機)が利用できます。

くに そうきん う と よてい ひと ぎんこう えいご きさい ぎんこうめい じゅうしょ きにゆう ようし
 国から送金を受け取る予定がある人は、銀行から「英語で記載した銀行名と住所が記入されている」用紙をもらい、
 ほんにん こうざばんごう しめい きにゆう ほんごく し
 本人の口座番号と氏名を記入して本国にFAXまたはメールで知らせてください。

こうざかいせつ すす ぎんこう
【口座開設のお勧め銀行】

- 三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、尼崎信用金庫(学費の振込に便利)
- 郵便局のゆうちょ銀行(奨学金の受取口座になる場合が多い)

※外貨両替の際はインターネットなどで両替可能な銀行、両替ショップを調べて行ってください。

けいたい でんわ こうにゆう
■携帯電話の購入

げんざい にほん けいたい でんわ はんばい かいしゃ けいやく つうじょう いってい
 現在、日本には Docomo、Softbank、au などの携帯電話販売の会社があります。これらの契約は、通常は、一定
 きかんけいやく つづ じょうけん けいやくき かんない かいやく こうしんつき い がい かいやく おこな けいやく
 期間契約を続けるという条件があり、契約期間内の解約や更新月以外に解約を行うと、契約
 かいじりょう しはらい もと ばあい にほんたいざいきかん ねんみまん がいこくじん かた けいやく
 解除料の支払いが求められる場合があります。日本滞在期間が 2年未満の外国人の方には、契約
 きかん じょうけん みじか かくやす かくやす けいやく こと すすめ
 期間の条件のない(もしくは短い)格安SIM や格安スマホを契約する事をお勧めします。
 かいしゃ りょうきん ちが かくじ けいたい でんわ い かくにん
 ※会社によって、料金システムなどが違いますので、各自で携帯電話ショップに行き確認してくだ
 さい。



	おおてけいたい 大手携帯キャリア(Docomo、Softbank、au など)	かくやす 格安SIM(SIM カードのみ、SIM カードと携帯 電話を一緒に購入)
まいつき けいたい 毎月の携帯 りょうりょうきん 利用料金	3,000円前後～(データ通信容量により異 なる)	2,000円前後～
さいていけいやくきかん 最低契約期間	なし～2年間 ※最長2年。携帯業者や通信プランによっ て異なる。	なし～1年間 ※最長1年。携帯業者や通信プランによつて 異なる。
けいやくかいじりょう 契約解除料	1,000円程度 ※業者、プランによって異なる。	データ通信専用SIM・SMS機能付き SIM:なし 音声通話機能付き SIM:1,000円前後 ※業者によって異なる。
こんな人におす すめ	・日本滞在期間が2年以上の人 ・通話が多い人 ・キャリアメールや学割など携帯電話事 業者のサービスを利用したい人 ・店舗での充実したアフターサポートを受け たい人 ・本人名義のクレジットカードを持っていな い人	・日本滞在期間が3ヶ月以上、2年未満の人 ・SIM カードのみ契約したい人 ・通話が少ない人 ・携帯電話料金を節約したい人 ・本人名義のクレジットカードを持っている人

- 必要な書類
- ① 本人確認書類(パスポート + 在留カード、或いは保険証)
 - ② 通帳と印鑑
 - ③ (未成年の場合)親権者同意書
 - ④ その他携帯ショップが求めるもの

■グローバル教育センター(国際交流課)への提出物

- ・パスポートの顔写真ページのコピー
 - ・在留カードの両面コピー
 - ・国民健康保険証のコピー
 - ・アルバイト先報告書(用紙はグローバル教育センター(国際交流課)にあります)
- ※在留資格・期限、在留カードの記入事項(住所等)変更があった場合や保険証の更新などを行った場合は、必ずグローバル教育センター(国際交流課)に報告してください。

■在籍確認(大学に来ていることを確認すること)

授業期間中(4月～7月、10月～1月)は、毎月1回在籍確認をしなければいけません。毎月15日までにグローバル教育センター(国際交流課)に来てください。在籍確認を行わない留学生に対しては、アジア太平洋奨学金が停止されます。また、証明書の発行も停止されます。注意してください。

<注意> 在籍確認に来ない留学生は所在不明とみなされ、大学から出入国管理局・文科省へ報告することになります。出入国管理局で問題があると認められると、在留資格(ビザ)が取り消されて「不法滞在」となり、強制的に母国へ帰らなければならない可能性があります。

■必要な届出について

【住所・連絡先に変更があった場合】

変更があれば、速やかに報告してください。大事な連絡やお知らせが出来なくなります。

- ①市区町村への届け出 ②グローバル教育センター(国際交流課)への報告 ③UNIVERSAL PASSPORT の登録変更

【アルバイト先が変わったとき】

グローバル教育センターに「アルバイト先報告書」を、再度、提出してください。

【一時帰国(海外へ渡航)する場合】

事前にグローバル教育センターに「海外出国届」(用紙はグローバル教育センター(国際交流課)にあります)を提出してください。

※授業がある期間中の日本国外への渡航、または、外務省の「危険情報」、「感染症危険情報」レベル2以上の対象国・地域への渡航は、正当な理由がない限り、原則禁止します。

※長期期間中に急遽やむを得ず、帰国する場合は、メール(iec@kuins.ac.jp)で相談すること。

【大学を長期休むとき】

本冊子「留学生の手引き」7 ページ「退学・除籍・休学」を参照してください。

■大学からの案内・連絡(授業に関すること、奨学金、日本人学生との交流会など)

大学からの連絡は、メール(Outlook)、Universal Passport、LINE で行います。

Outlook Mail は自分の携帯電話に転送設定をするなどして、必ずチェックするようにしてください。

■通学

交通機関を利用して通学する場合は、通学証明書と学生証を持って駅や営業所で「通学定期券」を購入すると、

通常料金より安くなります。通学定期券は 1 カ月、3 カ月、6 カ月の 3 種類があります。

【神戸山手キャンパス】

自転車通学を禁止しています。大学の周りの道路やマンションその他の駐輪場に自転車を止めることは犯罪になる

のでできません。もちろん、大学内も禁止です。徒歩、バス、電車で通学してください。

【尼崎キャンパス・三木キャンパス】

通学に自転車を利用する場合は、学生課に届け出て、許可を受けることが必要になります。兵庫県では、自転車

保険加入が義務化されていますので、自転車保険への加入を確認してから許可証が発行されます。

■学修

学修(学籍、履修、授業、試験等)に関する詳しいことは別途配布される「履修要項」で必ず確認してください。

以下に一部抜粋して、説明します。

- 履修登録・卒業要件

履修ガイダンスに必ず参加して、説明をよく聞いてください。履修登録については、アドバイザーの先生に

相談をして、履修登録期間内に履修登録を済ませてください。履修要項に記載してある学科等の履修細則や卒業要件単位数表を参照して履修計画をたててください。

編入生については、履修ガイダンスにて別途卒業要件についての資料が配布されます。

なお、外国人留學生がその母国語及び母語を履修することはできません。

● 授業科目への出・欠席

授業科目の出席、欠席、遅刻、早退等は記録されます。出席すべき授業回数の3分の1を超えて欠席した場合、その科目は「資格喪失」となります。詳細は「履修要項」で確認してください。

● 総括試験の注意

試験中は、学生証を机上に提示しておいてください。万一、不正行為を行った場合には、当該学期のすべての履修科目の受験資格を失った上で、何らかの懲戒処分を受けることになります。

■ 退学・除籍・休学(長期間休む、大学をやめる)

事前にアドバイザーの先生、グローバル教育センター(国際交流課)等と相談のうえ、学部長面談が必要になります。

○退学 自分から大学をやめること、または懲戒処分(犯罪行為など不正なことをした学生を大学が処分すること)を受け、やめさせられること

○除籍 学費未納(期限内に払わない)、在籍確認をしない、などの理由で在籍が取り消しになり、大学にいらなくなる

○休学 病気などの理由で3ヶ月以上大学を休むこと

<注意> 退学・除籍・休学のいずれの場合もすぐに母国へ帰国しなければなりません。もし帰国しなければ不法滞在となります。大学より出入国管理局と文部科学省に報告し、帰国したことの確認等を行います。

■ 学修支援センター

授業以外での学習に関する支援は学修支援センターでも行っています。日本語力が不十分であったり、レポートの書き方が難しかったり、授業科目以外の勉強がしたい場合は学修支援センターで相談してください。詳細については「学修支援センター利用の手引き」を参照してください。

■日本語能力試験

日本語能力試験は、日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する国際交流基金と日本国際教育協会が主催する試験です。レベルは1～5級までであり、毎年12月の第1週目の日曜日に実施します。(「N1」と「N2」試験は年2回、7月と12月の1週目の日曜日に実施します)。大学院への進学、就職の際に参考にされる重要な資格となりますので、在学中に受験することをお勧めします。詳細は日本語能力試験のHP (<http://www.jlpt.jp/about/index.html>)を参照してください。

「N1」と「N2」は大学の学修支援センターにて団体申込みの受付を行います。(ただし、10名以上の申込がある場合のみ)団体申込み手続きについては、別途掲示板にて案内します。

■ハラスメント(嫌がらせ、いじめ)

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。同じ事をされても嫌だと感じる人がいれば、そうでない人もいますので、ハラスメントの問題は、単に事例をあげてこれがそうだと判断することはできません。また、コミュニケーションがうまくとれない背景には、ことばの問題だけでなく、「NO」といえない力関係が存在していることがあります。

【被害にあったら・・・】

- 事態が悪化しないうちに相談することを心がけてください。学生相談室、保健室または、アドバイザーやあなたが信頼できる先生に相談してみましょう。
- 可能であれば、「嫌な気持ち」であることを相手に伝えましょう。相手に言いにくい場合は、一人で悩まず信頼できる人に話をしてみてください。
- 「嫌だと言わなかったから」などと自分を責める必要はありません。とっさに「NO」と言えないのがハラスメントです。

■学費の納入

学費は年額を1期分と2期分の2回に分けて納入することになっています。大学から各学期の始めに学費納入案内書を留学生本人宛に送付しますので、期日までに指定の金融機関に振り込んでください。

定められた期日までに納入がない場合は、学則に基づき最終試験の受験資格を失い、除籍となり、学生の身分を失うこととなります。その場合は、母国へ帰国しなければなりません。

ぶんのう えんのう
○分納・延納

けいざいてき りゆう きげんない がくひ のうにゆう こんなん ばあい ぶんのう えんのう ねが で
経済的な理由により、期限内に学費の納入が困難な場合は、分納・延納を願い出ることができます。

<p>ぶんのう 分納</p>	<p>きぶん がくひ してい さいしゆうのうにゆうきげん び かい わ ぶんかつ のうにゆう せいど 1期分の学費を大学が指定した最終納入期限日までに2回に分けて分割して納入する制度 れい きぶんがくひ かいめ かいめ ぶんかつのうにゆう 例)1期分学費⇒1回目:6月20日まで/2回目:7月10日まで 2分割納入できます。 きぶんがくひ かいめ かいめ ぶんかつのうにゆう 2期分学費⇒1回目:12月20日まで/2回目:1月10日まで 2分割納入できます。</p>
<p>えんのう 延納</p>	<p>がくひ だいがく してい さいしゆうのうにゆうきげん び きぼう きじつ のうにゆう せいど 学費を大学が指定した最終納入期限日までの希望する期日で一括納入する制度 きぶんがくひ のうにゆうきげん えんちよう 例)1期分学費⇒納入期限を7月10日まで延長 きぶんがくひ のうにゆうきげん えんちよう 2期分学費⇒納入期限を1月10日まで延長</p>

しょうがくきん
■奨学金

しょうがくきん かん
奨学金に関することは、Universal Passport でお知らせします。グローバル教育センター(国際交流課)で申し込み
ようし う と もう こ ざいせきかくにん おこな さきほうこくしょ ゆうこう けんこうほけんしやう
用紙を受け取り、申し込んでください。在籍確認を行っていない、アルバイト先報告書や有効な健康保険証などの書
ていしゆつ こうしんてつづ りゆうがくせい ぎむ は がくせい
類を提出していない(あるいは更新手続きをしていない)など、留学生としての義務を果たしていない学生は、たとえ
せいせきじやういしや しょうがくきんじゆきゆうしや すいせん ちゆうい
成績上位者であっても奨学金受給者として推薦されませんので注意してください。

① がくない しょうがくきんせいど
学内の奨学金制度

<p>たいへいよう アジア太平洋 しょうがくきん 奨学金</p>	<p>ほんがく ざいがく がいこくじんりゆうがくせい こうがく こころざし けいざいてきふたん けいげん しゅうがく 本学に在学する外国人留学生で向学の志を有する者の経済的負担を軽減し、修学を しえん もくてき 支援することを目的としています。 たいしやうしや がくぎやうせいせき りやうこう けいざいてきりゆう しゅうがく こんなん ○対象者:学業成績が良好で、経済的理由により修学が困難であるもの ないよう にゆうがく さい ひつよう にゆうがくきん まんえん しきゆう ○内容:1.入学に際して必要な入学金のうち10万円を支給します。 じゆぎやうりやう きやういくかいぜんひ いちぶ しきゆう げんめんがく はるがつき あき 2.「授業料」と「教育改善費」の一部を支給します。減免額は春学期または秋 がつき せいせき しゅうとくだんい しけん しゆとくじやうきやう か 学期の成績(修得単位・GPA)および「N1」試験の取得状況により変わります。 しょうさい べつし あじ あたいへいようしょうがくきんせいど かなら かくにん 詳細については、別紙「アジア太平洋奨学金制度について」を必ず確認してく ださい。 きかん げんそく にゆうがくじ そつぎやうねんげん ねんかん ねんじへんにゆう ばあい 2ねんかん げんど ○期間:原則として入学時より卒業年限の4年間(3年次編入の場合は2年間)を限度 とします。</p>
<p>がくしゅうしやうれいきん 学習奨励金</p>	<p>かくがつき とく せいせき ゆうしゅう がくせい しょうがくきん しきゆう がつきかん いっていたんい 各学期で、特に成績の優秀な学生に奨学金を支給します。1学期間において一定単位 いじやう しゆとく せいど もと せいせきゆうしゅうしや たいしやう がいとう がつき じゆぎやうりやう 以上を取得し、GPA制度に基づく成績優秀者を対象に、該当する学期の授業料の 10%または5%相当額を支給します。</p>
<p>ほごしやかいしょうがくきん 保護者会奨学金</p>	<p>ほごしやかいかつどう いっかん がくぎやう けいぞく うえ けいざいてきしえん ひつよう がくせい たい 保護者会活動の一環として、学業を継続する上で経済的支援を必要とする学生に対し、</p>

	奨学金を給付し経済面での支援を行います(留学生も申込可)。 出願期間:10月予定 金額と期間:月2万円、1年間 提出書類:申込書、保護者の所得証明など
--	--

② 学外の奨学金

学外の奨学金は本学での成績を基準とし、推薦することが多いです。奨学金の申込資格、方法、内容などは掲示と募集要項で確認してください。

その他各団体、企業の奨学金があります。グローバル教育センター(国際交流課)で案内する奨学金の申し込みは、グローバル教育センター(国際交流課)で行います。各自インターネットなどで調べて応募可能な奨学金があれば、個人で申し込みをすることもできます。

【各種奨学金手続き申し込み時期】 以下に紹介するのは学外奨学金の一部です。

1. 大学から案内するもの

奨学金種類	奨学金額	案内、申し込み時期	最近の受給実績
JASSO学習奨励費	48,000円/月額	4月	1名(2022年度) 5名(2021年度)
寺浦さよ子記念奨学生	100,000円/月額	12月・1月	1名(2022年度) 1名(2021年度)
台湾同郷会奨学金	120,000円/年額	6月	
平和中島財団奨学生	100,000円/月額	9月・10月	1名(2023年度) 1名(2019年度)
ロータリー米山記念奨学金	100,000円/月額	8月・9月	1名(2023年度) 2名(2020年度)
共立国際交流奨学財団 奨学金	60,000円/月額も しくは100,000円/ 月額	12月・1月	
六甲奨学基金 奨学生	50,000円/月額	1月・2月	1名(2020年度)
菅原奨学金 *神戸山手キャンパス学生のみ対象	80,000円/月額	2月	1名(2021年度) 1名(2020年度)
朝鮮奨学会奨学生	25,000円/月額	4月	

※上記記載の奨学金は前年度の支給額であり変更されることがあります

2. 個人で募集要項等を確認し、応募するもの

奨学金種類	奨学金額	案内、申し込み時期	最近の受給実績
<small>に ほ ん ごきょういくふきゅうしょうがくきん</small> JEES日本語教育普及奨学金 <small>せいせきゆうしゅうしや</small> N1成績優秀者 <small>だいがく すいせんじょう ひつよう</small> (大学からの推薦状が必要)	50,000 円/月額	1 月～4月	1 名(2020 年度)

※上記記載の奨学金は前年度の支給額であり変更されることがあります

4. 出入国在留管理局関係手続き

■ 在留期間更新

留学生(「留学」の在留資格を持つ)として日本に在留を許可される期間は、出入国在留管理庁により、3 か月、6 か月、1年、1年3 か月、2年、2年3 か月、3年、3年3 か月、4年または4年3 か月のいずれかに決定されます。進級などでこの期間を延長する場合は、在留期間の更新を申請しなければなりません。在留期間の更新は、在留期間満了日の3か月前から申請を行うことができます。必要書類を持って、居住地の管轄の入国管理局(出張所)で更新手続きを行って、新しい在留カードの交付を受けて下さい。

【手続きの流れ】

1	<p>必要書類の準備</p> <p>① 「在留期間更新許可申請書」を記入 P1~P3</p> <p>※用紙はグローバル教育センター(国際交流課)にあります。法務省のHPでダウンロード可。</p> <p>http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-3.html</p> <p>※P1~P3は申請者本人記入、P4~P5は所属機関(大学)が作成します。</p> <p>※写真1枚(4cm×3cm、3か月以内に撮影されたもの)を添付します。</p> <p>②アルバイトをする場合は、「資格外活動許可申請書」を記入します。</p> <p>③「在留期間更新申請書類発行願」(用紙はグローバル教育センター(国際交流課)にあります)を記入します。(在留カード・パスポート・学生証のコピーを用意)</p>
2	<p>上記①、②、③をグローバル教育センター(国際交流課)に提出</p>
3	<p>教務課にて④在学証明書、⑤成績証明書の発行を依頼します。</p> <p>※午前申し込みの場合は翌日に受け取り、午後申し込みの場合は翌々日受け取りとなります。</p>
4	<p>「在留期間更新申請書類発行願」に記載の指定期間にグローバル教育センター(国際交流課)にて所属機関作成用書類(大学作成分)を受け取ります。</p>
5	<p>出入国管理局に書類提出します。</p> <p>用意するもの</p> <p>①在留期間更新許可申請書(本人記入、大学作成分)</p> <p>②資格外活動許可申請書(アルバイトをする場合)</p> <p>③在学証明書 ④成績証明書 ⑤在留カード ⑥パスポート ⑦健康保険証</p>

	<p>⑧写真 (4×3cm) 1枚※裏面に氏名を記入し、申請書に添付して提出</p> <p>⑨日本在留中の経費支弁能力を証する文書 適宜(例:通帳のコピー、送金の記録など)</p> <p>⑩奨学金受給通知書(受給者のみ)</p> <p>※審査結果受取時に手数料として4,000円(収入印紙)が必要</p>
6	<p>出入国管理局による審査 ※2週間～3ヶ月程度かかります</p>
7	<p>出入国在留管理局から審査結果のハガキが自宅に届きます。</p> <p>※出入国在留管理局から書類の追加提出を求められることがあります。連絡があったら速やかに提出する準備をしてください。大学で発行される書類の提出を求められた場合は早めに相談してください。</p>
8	<p>出入国在留管理局へ審査結果を受け取りに行きます。</p> <p>※ハガキ、パスポート、4,000円の収入印紙(郵便局、入国管理局の売店で購入可能)を持参します</p>
9	<p>新しい在留カードを持って、グローバル教育センター(国際交流課)に報告します (受け取り後5日以内)</p>

<注意>

・状況に応じて、出入国在留管理局へ追加書類の提出が必要となる場合があります。

(例: 理由書など)

・成績不良、学費未納、オーバーワーク等の理由で、在留期間更新ができない場合があります。

・「在留資格の期間更新手続きを行ない(不法滞在)」、「在留資格の期間更新後、在留カードのコピーを大学に提出しない」、「大学からの電話・Email等の連絡に応えない」場合には、出入国在留管理局に「所在不明者」として

届け出ますので、十分注意してください。

■みなし再入国許可

出国後1年以内に日本に戻ってくる場合、日本を出国する際に在留カードを提示すれば、再入国許可を受ける必要はありません。出国前に、必ずグローバル教育センター(留学生支援課)で「海外国届」を記入し、提出してください。ただし、出国後1年以内(在留期限が出国後1年未満の場合は、その在留期限まで)に再入国しないと、在留資格が失われることになり、日本での留学を続けることができなくなりますので十分に注意して下さい。万が一、1年以上日本を離れる場合は、再入国許可申請を行ってください。

なお、上記とは別に、海外へ出国する留学生は、全員必ず「海外出国届」をグローバル教育センターまで提出して

報告してください。授業がある期間中の日本国外への渡航、または、外務省の「危険情報」、「感染症危険情報」

レベル2以上の対象国・地域への渡航は、正当な理由がない限り、原則禁止します。

■ 在留資格の変更について

○ 留学生として在籍する期間中は、原則として卒業まで「留学」の在留資格でなければいけません。アジア太平洋

奨学金やその他の奨学金を継続または申請する場合、一部の奨学金を除いて在留資格が「留学」であることが

必須の条件です。万が一、本学に在籍期間中に「留学」の在留資格を他の資格に変更する場合は、アジア

太平洋奨学金やその他の奨学金申請資格が失われます。

○ 本学を卒業して、日本国内で就職活動や就職をする場合は、「留学」ビザから新たに従事する内容に合ったビザに

変更する必要があります。

■ 資格外活動許可申請、アルバイト

留学生の皆さんは、日本においては報酬を受ける活動に従事することができない在留資格とされています。そのため

アルバイトとして就労する場合は、事前に資格外活動の許可を受ける必要があります。

来日の際、空港で資格外活動許可申請を行えば、在留カード裏面に「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の

事業を除く)」のスタンプが捺印されます。

資格外活動許可の有効期限は、申請者の在留期限と同じです。なお、資格外活動許可を受けたら、在留カードをグ

ローバル教育センター(国際交流課)へ提示してください。

必要書類

① 資格外活動許可申請書(入国管理局、グローバル教育センター(留学生支援課)にあります。)

法務省のHPでダウンロード可。 <http://www.moj.go.jp/content/000099659.pdf>

② パスポート

③ 在留カード

<注意> ※アルバイトとしての資格外活動が許可される活動時間は、1週間28時間以内です。(長期休暇にあっては、1日8時間以内です。)

※資格外活動許可の対象とならないアルバイト

①「風俗営業」が営まれている営業所において行う活動

客の接待をして飲食させるキャバレー、スナック、パブなど、店内の照明が10ルクス以下の喫茶店、バーなど、麻雀、パチンコ・スロットマシン設置業などで行うアルバイトはしてはいけません。これらの営業が行われる場所でのアルバイトは、場所自体が留学生にとってふさわしくないという観点から、仕事の内容を問わず認められません。例え、掃除や皿洗いの仕事でもしてはいけません。

②「店舗型性風俗特殊営業」が営まれている営業所において行う活動

ソーブランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場、ラブホテル、アダルトショップ、個室マッサージなどで行うアルバイトはしてはいけません。

③ 出張・派遣型ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売、インターネット上でのわいせつな映像を提供する営業

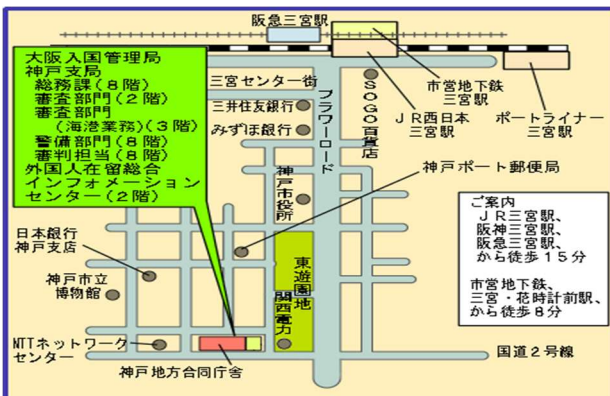
このような店に関してはチラシ配りや掃除、厨房での仕事も禁じられています。

※資格外活動違反を犯した場合は、退去強制や罰則の処分がなされたり、在留期間更新の審査において不利益

に評価されることもあります。

※休学期間中のアルバイトは原則として認められません。

■ 入国管理局地図



神戸支局	
受付時間	平日9:00～16:00
所在地	兵庫県神戸市中央区海岸通り29神戸 ちほうごとうちようしゃ 地方合同庁舎
電話番号	078-391-6378
FAX	078-325-2097(FAX)



大阪入国管理局	
受付時間	平日9:00～16:00
所在地	大阪府大阪市住之江区南港北一丁 め ばん ごう 目29番53号
電話番号	06-4703-2158
FAX	06-4703-2262(FAX)

5. 日常生活

■ 引越しする場合

引越しの際は下記のことを行ってください。

- 住まいの契約に基づいて、1カ月前または2カ月前に退去の申し込みをしてください。
- 電気、ガス、水道、インターネットなどの停止の連絡をしてください。
- 市(区)役所の外国人登録の窓口と保険の窓口に行って住所変更をしてください。
- 郵便局に行って、転居届を出してください(1年間、旧住所宛ての郵便物などを新住所に無料で転送してもらえます)。
- 銀行、携帯電話の住所を変更してください。
- 在留カードと保険証を持って、グローバル教育センター(留学生支援課)に住所変更の報告をしてください。
- 大学の「UNIVERSAL PASSPORT」にて住所変更の登録を行ってください。

■ ごみの捨て方

日本ではごみの出し方には規則があり、地域によって違います。回収曜日、場所、時間帯、指定ゴミ袋、ごみの種類を各市町村のホームページまた配布された資料でよく確認してください。

日本で粗大ごみを捨てる時は有料になります。外に置いてあるテレビ、冷蔵庫、洗濯機、テーブルなどの粗大ごみを勝手に拾ってはいけません。粗大ごみを処理する時は粗大ごみ回収センターに電話して、支払い手続きを経て、処分してください。

■ 自転車

- 日本の自転車は登録制になっていますので、自転車を買う時は必ず防犯登録をしてください。駅前などの自転車置き場以外の場所に自転車を駐輪しておく、「放置自転車」として撤去されることもあります。撤去自転車を返却してもらうためには指定の場所に出頭して手数料(大阪市、尼崎市2,500円、神戸市2,000円)を支払わなければなりません。必ず決められた場所(駐輪場)に駐輪するようにしてください。
- 駅前や町の通りなどに放置している自転車があっても、拾って乗ってはいけません。
- 友人から自転車を譲り受けるときは、新たに防犯登録をしてください。
- 自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。

- いんしゅうんてん ふたりの 飲酒運転、二人乗りをしてはいけません。
- やかん ぜんしょうとうおよ びとう また はんしゃきざい しんごう かなら まも 夜間は前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけ、信号は必ず守ってください。
- かさ さ けいたいでんわ つか うんてん 傘を差しながら、または携帯電話を使いながら運転してはいけません。

■テレビ・ラジオ

にほん 日本ではテレビのある世帯は、NHK じゅしんりょう しほら 受信料を支払わなければなりません。じゅしんけいやく だいがく きょうせい 受信契約は大学が強制するものではありませんが、こうきょうほうそう かくじ せきにん たいしよ 公共放送につき各自の責任において対処してください。ラジオは、FM CO.CO.LO(76.5MHz) たげん ごほうそう が多言語放送をしています。ほうそうじかん ばんぐみないよう とう かくにん 放送時間、番組内容などはホームページ等で確認できます。

6. 病気・緊急・災害時等の対応

■大学が加入している保険

<p>外国人留学生向け学研災付帯 学生生活総合保険(学研災イン バウンド付帯学総保険)</p>	<p>学校生活だけでなく、日常生活を送るうえで直面するさまざまな危険を総合的に補償する保険です。例えば、交通事故やアルバイト先での事故などで自身がケガをしてしまった場合、他人にケガをさせてしまった場合、病気で入院または通院した場合等に対応します。卒業まで(2年間もしくは4年間)の保険料はすでに学費とともに納入されています。詳細はガイダンスでお知らせします。卒業が延期となった場合は、追加の保険料が発生します。</p> <p>(受付窓口:グローバル教育センター(国際交流課))</p>
<p>学生教育研究災害傷害保険 (学研災)</p>	<p>学生の教育・研究活動中、課外活動中、通学中の事故により被った傷害に適用される補償救済制度です。入学と同時に大学が加入します。</p> <p>(受付窓口:学生課)</p>
<p>学生教育研究賠償責任保険 (学研賠)</p>	<p>国内外において、学生が<u>正課、学校行事及びその往復中に</u>、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより法律上の損害賠償責任を負担するこ とで被る損害を補償します。</p> <p>(受付窓口:学生課)</p>

いずれの保険も事由が発生した場合、速やかに受付窓口へ届け出てください。届け出が遅れた場合、保険の適用から除外されることもありますので、注意してください。

■病気

留学生の多くは、不慣れな日本社会で精神的に緊張した日々を過ごしていることや気候風土も異なるため病気にもかかりやすくなっています。「体調がおかしいな」と思ったら、億劫がらずに医師の診療を受けて下さい。その際、国民健康保険証を忘れずに持って行って下さい。国立・私立の病院にかかわらず、国民健康保険証を提示することで、みなさんが支払う医療費用は全体の3割の金額となります。

大学の保健室では、けがや病気の応急処置をはじめ、健康に関する資料の閲覧や個別の健康相談にも応じています。状況によって、近隣の医療機関を紹介することもありますので、ご利用ください。

かぜ ふくつう きんじょ しょうきぼ びょういん しんりょうしょ だいきぼ びょういん しんりょう きぼう ひと おお
 風邪や腹痛などなら、近所の小規模の病院や診療所がよいでしょう。大規模の病院は診療を希望する人が多いた
 め、なが じかん ま い し しょうかいじょう しよしんりょう たか ばあい
 め、長い時間を待たされたり、医師の紹介状がないと初診料が高くなったりする場合があります。
 やかん びょういん しんりょうじかんがい たいちよう わる とき きゅうきゅうびょういん い びょうじょう にほんご じょうず
 夜間または病院の診療時間外に体調が悪くなった時は、救急病院に行ってください。病状を日本語で上手に
 はな じしん ばあい がいこくごたいおう かのう びょういん い
 話せる自信がない場合は外国語対応が可能な病院に行ってください。

かき さいと もよ きゅうきゅうびょういん がいこくごたいおうかのう びょういん しら
 下記のサイトで最寄りの救急病院と外国語対応可能な病院を調べてください。

きゅうきゅうびょういん がいこくごたいおうかのう びょういん
 ● 救急病院・外国語対応可能な病院

ひょうごけんこういきさいがい きゅうきゅういりょうじょうほうし
<http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/> (兵庫県広域災害・救急医療情報システム)

きんきゅうれんらくさき
緊急連絡先

けいさつ はんざい こうつうじこ
警察 ☎110 番(犯罪、交通事故)

しょうぼうしゃ かじ
消防車 ☎119 番(火事、ガスのにおい)

きゅうきゅうしゃ びょうき
救急車 ☎119 番(病気、けが)

きょういく こくさいこうりゅうか
グローバル教育センター(国際交流課)

◇9:30~17:00

神戸山手キャンパス ☎078-330-5999

尼崎キャンパス ☎06-6496-4128

◇時間外緊急携帯

☎080-3439-5943

かじ きゅうきゅう
1. 火事・救急

かじ とき きゅうびょう おおけが み とき ばん でんわ いっぱんかてい でんわ けいたいでんわ
 火事の時や急病、大怪我をしたり、見たりした時は 119番に電話をしてください。一般家庭の電話や携帯電話の
 こうしゅうでんわ つか こうしゅうでんわ ばあい でんわき ぜんめん あか あか お
 ほか、公衆電話も使えます。公衆電話の場合は、電話機の前面に赤いボタンがありますので、赤いボタンを押して
 りょうきん むりよう
 から「119」にダイヤルします。料金は無料です。

①119番にダイヤルすると消防署につながります。「火事ですか、救急ですか」と聞かれますので、

おちついてこた
落ち着いて教えてください。

つぎ じゆうしょ なまえ じょうきょう せいかく こた
②次に住所、名前と状況を正確に教えてください。

2. 警察

はんざい こうつうじ こ とき ばん でんわ にほんご じょうず い とき つうやく ねが
犯罪や交通事故などの時は110番に電話してください。日本語で上手に言えない時は「通訳をお願いします」と
い つうやく
言う通訳センターにつながります。

じ こ あ ばあい ほうりつ けいさつ とどけで ぎ むづ じ こ とどけで ほけんしはら
事故に遭った場合は、法律で警察への届出が義務付けられています。事故の届出がされていないと、保険支払
せいきゆう ひつよう こうつうじ こしやうめいしよ う
い請求に必要な交通事故証明書が受けられないことがあります。また、ケガをした場合は、軽いケガでも必ず医師
しんだん う た あいて なまえ じゆうしよなど うんでんめんきよしよ みぶんしやうめいしよ かくにん
の診断を受けましょう。その他、相手の名前や住所等を運転免許証または身分証明書で確認してください。また、
だいがく きやういく りゆうがくせいし えん か ほうこく
大学のグローバル教育センター(留学生支援課)に報告をしてください。

ひょうごけんこうつうじ こ そうだんしよ でんわばんごう
兵庫県交通事故相談所【電話番号】078-360-8521

盗難・紛失

とうなん ばあい ざいりゆう ふんしつ ばん けいさつ でんわ つうほう
盗難にあった場合、またキャッシュカード、在留カードなどを紛失した場合、110番(警察)に電話して通報する
ちか けいさつこうばん い とど で
か、近くの警察交番に行き届けてください。

よきんつうちよう 預金通帳、キャッシュカード、クレ ジットカード	はっこう きんゆうきかん ぎんこう ゆうびんきょく がいしゃ れんらく すぐに発行した金融機関(銀行、郵便局、カード会社)に連絡し、 りようていし てつづ 利用停止の手続きをする
がくせいしやう 学生証	がくせい か さいはっこうてつづき 学生課で再発行手続きをする
ざいりゆう 在留カード	もよ けいさつしよ こうばん ふんしつとど しょうめいしよ とうなん 最寄りの警察署または交番で、「紛失届け証明書または盗難 とどけでしやうめいしよ はっこう い ない にゆうこくかんりきょく さいはっ 届出証明書」を発行してもらい、14日以内に入国管理局で再発 こうてつづ 行手続き
こくみんけんこうほけんしやう 国民健康保険証	しく やくしよ い ふんしつとどけ だ さいはっこうてつづ 市(区)役所に行き、紛失届を出し、再発行手続きをする
パスポート	もよ けいさつしよ こうばん ふんしつとどけしやうめいしよ とうなん 最寄りの警察署または交番で、「紛失届け証明書または盗難 とどけでしやうめいしよ はっこう くに たいしかん りやうじかん さいはっこう 届出証明書」を発行してもらい、国の大使館(領事館)で再発行 てつづ 手続きをする

1. 地震

にほん じしん おお くに
日本は地震が多い国です。

いつ、どこで震災が起きても被害を最小限に止めることができるように、常に準備をしておきましょう。



1-1. 日常の対策

【家具の配置を工夫する】

- 重い家電製品や置物などは、できるだけ低いところに置くようにしましょう。
- 地震は夜中や朝方に発生することもあります。その為、特にベッドの近くには大きな家具などは置かないようにしましょう。
- タンスやテレビなどの大きな家具や家電は、転倒防止グッズを買い、しっかりと固定させましょう。

【避難グッズを準備しておく】

- すぐに逃げ出せるように水やカップラーメンなどの長持ちする食品や毛布、雨具、携帯ラジオなど、避難時に必要な物を 予 め用意しておきましょう。



※食品は目安として3日分を用意しておくといでしょう

- 枕元には夜中でも避難ができるように懐中電灯や、割れたガラスでケガをしない為にスリッパを置いておきましょう。
- 近くの避難場所やできるだけ大きな建物(学校や病院など)の場所と経路を日頃から確認しておきましょう。

【近所の人とのコミュニケーションをはかる】

- 日頃から近所の人に会った時には、あいさつをするように心掛けましょう。

※近所の人とのコミュニケーションや自分の名前を覚えてもらうことは、とても大切なことです。阪神淡路大震災(1995年)では、実際に多くの外国人留学生が近所の人と助け合いながら避難することができました。

1-2. 地震の発生時

【屋外で地震に遭った場合】

道路上で地震に遭った時には、建物のそばは、上から物が落ちてくる可能性があるため、公園など広い場所に避難してください。

【室内で地震に遭った場合】

ガスやストーブなどの火を使っている時に揺れたら、すぐに火を消してください。また机やテーブルなどの下に潜り込んで身を守ってください。

1-3. 地震後

余震や津波の危険があるので、引き続き注意が必要です。自分の身の安全が確保できたら、テレビ・ラジオなどで正しい情報を集めることが大切です。また、不安なことがある場合には、必ず大学に確認するようにしましょう。うわさやデマに流されて、パニックを起こさないように心掛けて下さい。

※震災発生時の被災地では、公衆電話から利用できる「災害伝言ダイヤル 171」や携帯電話の「災害用伝言板」などのサービスがあるので、事前に活用方法を調べておきましょう。

2. 台風

日本では夏から秋にかけて台風が多く、強風や豪雨で地滑りや洪水などの被害が出ることがあります。

2-1. 心掛け

- 強風の時は外出しない。外出する時はヘルメットか厚手の帽子をかぶりましょう。
- 折れた電柱や垂れ下がった電線には近づかないようにしましょう。
- 気象予報に注意し、避難勧告が出れば速やかに避難しましょう。



2-2. 避難

- 火事の元となるガスの元栓をしめ、電源を切り、戸締りをしてから避難しましょう。
- 荷物は最小限度にとどめ、できるだけリュックなどを背負い、両手を開けておきましょう。
- 正しい情報(テレビ・ラジオ・役所の広報など)を信じ、デマや噂に惑わされないようにしましょう。

3. 災害時によく使われる言葉

ちゆういほう 注意報	「災害が起こるかもしれない」というお知らせ(大雨・洪水・津波など)
けいほう 警報	「とても大きくて危険な災害が起こるかもしれない」というお知らせ(大雨・洪水・津波など)
とくべつけいほう 特別警報	「経験したことの無いとても危険な災害が起こるかもしれない」というお知らせ(大雨・洪水・津波など)
きんきゆうじしんそくほう 緊急地震速報	「これからすぐに地震が起こるので注意してください」というお知らせ
ひなんじゆんびじょうほう 避難準備情報	「すぐに避難できるよう準備しておいてください」というお知らせ
ひなんかんこく 避難勧告	「逃げてください」というお知らせ
ひなんしじ 避難指示	「すぐに逃げなさい」というお知らせ

4. 情報サイト

<p>ひょうご防災ネット・ひょうごE ネット</p> <p>(Hyogo Emergency Net)</p> <p>https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk40/pa20_000000001.html</p>	<p>兵庫県では、災害に関する緊急情報(地震・津波・気象警報)や避難情報をすぐに県民にお知らせしています(12言語(中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、英語、フランス語、ドイツ語、インドネシア語、イタリア語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語)。携帯電話のメールアドレスを登録しておいてください。</p>
<p>兵庫県広域災害・救急医療情報システム</p> <p>http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/</p>	<p>急な病気やケガなどの救急医療や災害時の救護所や拠点病院の情報などを提供する兵庫県の情報サイト</p>

7. 相談窓口

困った時はいつでも、グローバル教育センター(国際交流課)へ相談に来てください。

大学の他にも下記のような様々な形の相談窓口があります。

● 相談窓口

施設名	内容	言語	時間
兵庫県国際交流協会 外国人県民インフォメーションセンター (月曜日～金曜日) https://www.hyogo- ip.or.jp/shisetsuannai/infocenter/index.html 電話 078-382-2052 NGO神戸外国人救援ネット(カトリック神戸 中央教会内)(土日) 電話(078)232-1290 FAX(078)271-3270	生活全般・法律	日本語:毎日 英語:月、水、木、金 中国語:月、水、木、金 ※ベトナム語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、タイ語、ネパール語は、電話による外部通訳を使って相談できます。	9:00～17:00 ※祝祭日と年末年始は除く。
神戸国際コミュニティセンターセンター https://www.kicc.jp/ja/aboutkicc 078-291-8441	生活相談	英語・中国語:月～金 韓国語:金 ベトナム語:月・水	10:00～12:00 13:00～17:00 電話は9:00～ 対応可能
	入国在留行政相談	要予約 ※詳細日程はHPで確認してください。	要予約
厚生労働省兵庫労働局 https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo- roudoukyoku/madoguchi_annai/soudan_fore ign.html	労働条件、就職について の相談	中国語、ベトナム語、英語等による相談	※詳細はHPで 確認してください。
大阪国際交流センター http://www.ih-osaka.or.jp/ 06-6773-6533	市政に関する各種相談 や生活に必要な 情報提供、専門相談 機関等の紹介	毎日 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピン語	月～金:9:00～ 19:00 土・日・祝日:9:00 ～17:30 ※年末年始は除く
大阪外国人雇用サービスセンター 06-7709-9465 https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner/	アルバイト紹介、 職業相談・紹介、 在留資格	英語・中国語通訳あり (13:00～18:00)	10:00～18:00
入国管理局外国人 在留総合インフォ メーションセンター 0570-013-904	入国・在留手続き に関する相談	英語、韓国語、中国語、スペイン語等	平日 8:30～17:15

8. 留学期間終了後の帰国に際して

帰国時には、しなければならないことがたくさんあります。下記のチェックリストを利用して確かめてください。

- グローバル教育センター(国際交流課)に帰国日と帰国後の進路について知らせる。
(帰国時に進路が決まってない場合は、帰国後に連絡する)
- 住居の解約。賃貸契約書に基づき、家主、不動産会社に退去手続きをする。
- 公共料金の支払い。電気、ガス、水道、電話、インターネットなどの使用停止手続きをする。
- 国民健康保険の解約。市(区)役所に行って、国民健康保険を解約し、保険料を精算して保険証を返却する。
- 卒業後、就職活動などで日本に残る場合は、在留資格を変更する。
- 空港で出国手続きをする際に在留カードを返却する。
- 証明書などの提出先、出身国の大使館・領事館に問い合せて、学位記証書などの認証が必要かどうか確認する。

※大学が発行した学位記証書、その他証明書類などを帰国して証明書として使用する場合に、提出先によってはそ

のままでは公式な文書として認めてもらえないことがあります。その場合は、帰国する前に、皆さんの出身国の大使館・

領事館に行って、認証(領事認証)を受ける必要があります。また、認証してもらうためには、日本の外務省による公印

確認証明が必要とされる場合があります。

9. 参考資料

■ 年齢早見表 2022年(令和4年)

せいれき 西暦	われき 和暦	ねんれい 年齢	西暦	和暦	年齢
1981年	昭和55年	41歳	2002年	平成13年	20歳
1982年	昭和56年	40歳	2003年	平成14年	19歳
1983年	昭和57年	39歳	2004年	平成15年	18歳
1984年	昭和58年	38歳	2005年	平成16年	17歳
1985年	昭和59年	37歳	2006年	平成17年	16歳
1986年	昭和60年	36歳	2007年	平成18年	15歳
1987年	昭和61年	35歳	2008年	平成19年	14歳
1988年	昭和62年	34歳	2009年	平成20年	13歳
1989年	昭和63年	33歳	2010年	平成21年	12歳
1990年	平成元年	32歳	2011年	平成22年	11歳
1991年	平成2年	31歳	2012年	平成23年	10歳
1992年	平成3年	30歳	2013年	平成24年	9歳
1993年	平成4年	29歳	2014年	平成25年	8歳
1994年	平成5年	28歳	2015年	平成26年	7歳
1995年	平成6年	27歳	2016年	平成27年	6歳
1996年	平成7年	26歳	2017年	平成28年	5歳
1997年	平成8年	25歳	2018年	平成29年	4歳
1998年	平成9年	24歳	2019年	平成30年	3歳
1999年	平成10年	23歳	2020年	平成31年 /令和元年	2歳
2000年	平成11年	22歳	2021年	令和2年	1歳
2001年	平成12年	21歳	2022年	令和3年	0歳

※誕生日前は上記の早見表から1歳引いた年齢となります。

x

毛



A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 12 lines spaced evenly down the page.

×

毛



A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page below the header.



*Kansai University of
International
Studies*

かんさいこくさいだいがく きょういく
関西国際大学 グローバル教育センター

こくさいこうりゅうか
(国際交流課)

■神戸山手キャンパス

〒650-0006 兵庫県神戸市中央区諏訪山町3-1

TEL 078-330-5999

■尼崎キャンパス

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江1丁目3番23号

TEL 06-6496-4128

Email: issc@kuins.ac.jp

2023年4月改訂